[事案 2021-52] 新契約無効請求

•令和3年9月8日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人の説明不足を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成11年12月に契約した終身医療保険について、以下等の理由により、契約を無効とし既 払込保険料を返還してほしい。

- (1)契約に際し募集人から、初めて入る部屋で、不安、緊張、仕事の疲れが重なった状況で説明を受けたため、契約内容を十分に理解せずに申込書に署名・押印した。
- (2) 死亡保障があると思っていたが、令和2年10月に保険証券を見た際、医療保障のみであることが分かった。
- (3)募集人と保険料支払方法について話をしていないため、クーリング・オフが可能である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込書には、医療保険であり死亡保障がない旨が明記されており、申立人は理解して手続きをしている。
- (2)保険証券の記載からも、死亡保障が付いていないことが分かる。また当社は、申立人に毎年契約内容通知を送付しているが、約20年間異議の申出等はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時の募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特 段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了 した。